

告 示

埼玉県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ三郷店

埼玉県三郷市さつき平一丁目八百十二番地一、八百三番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

平成三十年十一月十九日（月）実施の地元説明会にて、住民から意見等があった場合、十分に配慮していただきますよう要望いたします。

二 縦覧期間

平成三十一年一月十八日から平成三十一年二月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター